



- (※1) 保険者、支払基金及び国保連合会業務システムを稼働させるために必要な基盤となるハードウェア、OS及びソフトウェア等。
- (※2) 保険者、支払基金及び国保連合会において、匿名化・提供システムを稼働させるために必要な基盤となるハードウェア、OS及びソフトウェア等。
- (※3) 当省において、取込・定型資料作成等システムを稼働させるために必要なハードウェア、OS及びミドルウェア等。
- (※4) 分析用機器とは当省において、分析システムを稼働させるために必要な基盤となるハードウェア、OS及びソフトウェア等。

図 2-2 段階的なシステム化のイメージ

2.2.2 第2フェーズの内容

平成23年度以降、原則として全てのレセプト情報がオンラインで提出される予定であるため、グランドデザインに基づき、全件のレセプト情報及び健診・保健指導情報を対象とした分析を実施する。第1フェーズの間に確立した分析方法を定型化することで業務を効率化するとともに、さらに高度な情報の利活用のためにBI (Business Intelligence) 等のデータ分析ツールの導入も検討する。また、これを受けて、ハードウェアの増強も行う想定である。

3. 基本方針

3.1 本システムを構築するに当たっての基本方針

レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム(仮称)のサブシステムである本システムの構築に当たっての基本方針を以下に示す。

3.1.1 平成 23 年度に向けた拡張性の確保

保険医療機関及び保険薬局が審査支払機関に提出するレセプト情報の中でも、オンライン、光ディスク、あるいはその他の電磁的記録により提出されたレセプト情報のみが、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）での収集対象であり、紙で提出されたレセプト情報は対象としていない。

一方、オンラインによるレセプト情報の提出を全ての医療機関に義務付けているのは平成23年度からであり、それまでの間は紙媒体による提出も認められることになる。そのため、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）の利用が開始される平成21年度時点においては、全てのレセプト情報がレセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）での収集対象とはならず、全てのレセプト情報が収集対象となるのは平成23年度からである。

このような背景から、平成23年度に分析システムの追加をはじめとする大規模な機能拡張が想定されることや、レセプト情報及び健診・保健指導情報の仕様が制度改定等により変更されることが想定されるため、どのような変更要求に対しても対応できるよう、採用する製品のオープン性を確保するとともに、拡張性を備えたシステム構成とすることを求める。なお、想定している拡張内容について、本仕様書「3.4.2 拡張性要件」に示す。

3.2 業務・システムの概要

3.2.1 業務概要

本業務は、保険者、支払基金及び国保連合会において、レセプト情報及び健診・保健指導情報を匿名化して当省に提供し、当省でそれらのデータの蓄積と抽出条件に合致するデータの出力を行う業務である。この業務のうち、当省でデータの蓄積及び出力を行うシステムの基盤を構築することが本調達の範囲である。

3.2.2 システム概要

レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）は、「匿名化・提供システム」と「取込・定型資料作成等システム」のサブシステムから構成する。以下に、それぞれのサブシステムが提供するシステムサービスの概要を示す。なお、本システムの機能や取り扱うデータ等については、「レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）の開発に関する入札仕様書（案）」を参照すること。

また、取込・定型資料作成等システムの稼動に必要な本システム基盤を構築することが本調達の範囲である。

(1) 匿名化・提供システム

匿名化・提供システムは、保険者、支払基金及び国保連合会に導入し、当省へ個人情報を含むデータを提供しないようにするために、レセプト情報及び健診・保健指導情報に含まれる個人情報を匿名化し、削除するシステムである。なお、匿名化・提供システムにおける匿名化とは、匿名化の対象となる個人情報を別の ID に置き換えることをいう。また、匿名化・提供システムは、レセプト情報及び健診・保健指導情報を暗号化してファイルに出力する機能も有する。

(2) 取込・定型資料作成等システム

取込・定型資料作成等システムは、保険者、支払基金及び国保連合会から媒体にて受け取ったレセプト情報及び健診・保健指導情報を復号化してシステム内に取り込み、匿名化・提供システムで生成した ID をキー項目として名寄せを行い、取り込んだ情報を蓄積及び媒体に出力するシステムである。

取込・定型資料作成等システムの運用にあたっては、取込・定型資料作成等システム運用・保守業者がすべての機能を利用する前提であり、当省職員が医療費適正化計画等の分析のために必要とするデータについては、その出力依頼を取込・定型資料作成等システム運用・保守業者に行う想定である。なお、定型資料の作成機能については、第2フェーズでの開発を想定しており、本調達の範囲外である。